絆スポーツ人財バンク設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民のスポーツ機会の拡大を図るとともに、部活動のクラブ活動 移行、スポーツ振興と健康増進を図るため、絆スポーツクラブ萩の参加者等の 人財情報を集積、管理し、及び絆スポーツ人材バンク制度(以下「絆人財バンク」 との実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録基準)

- 第2条 絆人財バンクに登録できるものは、以下の全ての条件を満たした個人・団体と する。
 - (1) 絆人財バンク登録の意思を有するものとし、萩市及び萩市教育委員会等から推薦(様式第4)号を受けたもの。
 - (2) スポーツや健康づくりの指導に関し、優れた知識や技能を有し、かつ、 市民の多様 なスポーツ・健康づくり活動を支援することについて、熱意 のあるもの。
 - 2 この要綱により絆人財バンク登録をしたものが提供する活動は、以下の条件を満たしたものに限る。
 - (1) 営利的、政治的又は宗教的な活動を主な目的としないこと。
 - (2) 物品販売や食事の提供など、スポーツ・健康づくり活動以外の活動を主な目的としないこと。
 - (3) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがないこと。
 - (4) 法令及び公序良俗に反しないこと。

(絆人財バンクへの登録等)

- 第3条 絆人財バンクへの登録を希望するものは、絆スポーツクラブ萩人財バンク登録 申込書(様式第1号)に必要事項を記入の上、絆スポーツクラブ萩代表理事 (以下「代表理事」という。)に提出しなければならない。
 - 2 代表理事は、前項の申込書が提出された場合において、内容を審査の上、当該 内容が前条の規定に適合すると認めたときは、当該申込書を提出したものの同意 を得て、当該申込書を提出したものに関する情報を絆人財バンクに登録するもの とする。
 - 3 代表理事は、前項の規定により第1項の申込書を提出したものを絆人財バンクに登録したときは、当該登録されたもの(以下「バンク登録者」という。)にその旨を通知するとともに、当該バンク登録者の情報を公開するものとする。

- 4 バンク登録者の登録期間は、登録した日が属する年度の翌々年度の3月末日までとする。
- 5 バンク登録者は、前項の登録期間の満了する月に更新手続を行うことにより、 登録期間を3年間更新することができる。
- 6 人財バンクへの登録及び更新に係る手数料は、無料とする。
- 7 指導中等の事故により、バンク登録者が負った損害等について、絆スポーツ クラブ萩では一切の補償を行わないものとする。

(人財バンクの利用)

- 第4条 バンク登録者に提供を要請しようとするもの(以下「バンク利用者」という。) は、絆スポーツクラブ萩へ指導者紹介依頼書(様式第2号若しくは3号)を提出 するものとする。
 - 2 バンク登録者は、前項の活動を代表理事からの依頼をうけ提供することができる。
 - 3 バンク登録者の活動の提供に伴い生じる経費は、バンク利用者が負担する。

(活動の報告)

- 第5条 バンク登録者は、前条の規定により、活動の提供を行ったときは、絆スポーツ クラブ萩に報告しなければならない。
- 第6条 バンク登録者は、人財バンクに登録された情報に変更が生じたときは、速やかに 絆スポーツ人財バンク登録(変更・更新)申出書(様式第1号)により代表理事に 申し出なくてはならない。
 - 2 代表理事は、前項の規定により申し出を受けたときは、絆人財バンクに登録した情報を変更 するものとする。

(人財バンクの登録抹消)

- 第7条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、バンク登録者の情報を抹消することができる。
 - (1) バンク登録者から登録抹消の申し出があったとき。
 - (2) バンク登録者が申し込んだ内容に虚偽の事実が判明したとき。
 - (3) 正当な理由なく、バンク利用者からの依頼に応じず、又は遂行しなかったとき。
 - (4) その他代表理事が、バンク登録者としての適性に欠けると判断したとき。
 - 2 代表理事は、前項の規定によりバンク登録者の情報を抹消したとき(同項第 1号の規定により抹消したときを除く。)は、その旨を当該バンク登録者に通知 するものとする。

(免責事項)

第8条 人財バンクの利用に当たって、トラブルや損害等が生じたときは、当事者間で解決するものとする。

2 絆スポーツクラブ萩は、人財バンクに登録された情報について、その正確性、 完全性、確実性、有用性等について保証しないものとする。

3 絆スポーツクラブ萩は、この要綱による制度の廃止又は前条の規定による登録の 抹消により生じた不利益又は損害については、一切の責任を負わないものとする。

4 絆スポーツクラブ萩は、バンク登録者に対し、利用者の利用の機会を斡旋する 義務を負わないものとする。

(その他)

第9条この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。